

岐阜県看護協会のあり方 ～2040 年を展望して～

令和6年11月
公益社団法人 岐阜県看護協会

目 次

はじめに	1
岐阜県看護協会のあり方を検討することに至った経緯	2
岐阜県の看護職を取り巻く状況	3
1 2040 年を展望した岐阜県及び看護職の姿	3
2 2040 年の岐阜県の看護職を取り巻く課題	5
3 岐阜県看護協会に求められるもの	6
4 岐阜県看護協会の活動の方向性	8
おわりに	10
参考資料	
引用文献（資料）等	11
岐阜県看護協会のあり方検討会設置要綱	12
岐阜県看護協会のあり方検討会の検討経過	15
岐阜県看護協会のあり方検討会での主な意見	16
その他、各種会議での主な意見	18

はじめに

県内の看護職及び県民の皆さまには、日頃より岐阜県看護協会の活動にご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

地域包括ケアシステムの構築が推進され10年以上の経過に加え、新型コロナウイルス感染症の対応を経験し、看護職への需要は益々高まり、同時に活躍を求められる場所も大きく拡大しました。今後看護は、予防も含めより地域と密着し、生活も含めた支援が求められます。しかし、少子高齢化の時代、看護人材にも限りがあります。生涯を通じて看護職が役割を發揮し、活躍できる環境の整備が必要です。若年層からプラチナナースまで幅広く看護人材の確保を図り、地域の視点での専門性の發揮、施設間連携や多職種との繋がり強化がますます重要になってきます。

令和5年には「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が改定されました。この指針では、「現役世代が急減する中で、増大し、多様化する看護ニーズや24時間体制の勤務に対応していくためには、新規養成、復職支援及び定着促進を柱に、看護師等の確保を推進していくとともに、生涯にわたって看護師等の業務を継続できるよう、看護師等個人の資質向上を図っていくことが重要である。また、地域・領域別に差異があるため、地域・領域の課題に応じた看護師等の確保対策を講じていくことが必要である。さらに、専門性の高い看護師の養成を推進するとともに、新興感染症等の発生に的確に対応できる看護師等の迅速な確保を図るための体制整備を推進することが必要となる。」さらには、「これらの課題に対応し、求められるニーズに対応できる看護師等の確保を進めるためには、中長期視点に立って、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等について、関係団体が一体となり総合的に進める必要がある。」と記されています。

日本看護協会は、「2025年に向けた看護の挑戦 看護の将来ビジョン～いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護～」として取り組んできました。岐阜県看護協会も岐阜県という地域の特性からの課題を明確にし、2025年のさらに先2040年を見据え、岐阜県看護協会のあり方の方向性を関係団体の方々と確認し、一体となって取り組んでいくための指針を検討しました。今までは、年度ごとに重点事業として課題に取り組んできましたが、今後はこの指針を中心に県内の看護職及び関係機関の皆さまと共に継続的に事業を進めていきたいと考えています。どうぞ、今後とも皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

公益社団法人岐阜県看護協会
会長 青木京子

岐阜県看護協会のあり方を検討することに至った経緯

岐阜県看護協会は、日本看護協会と連携し、看護職の看護に関する専門教育と研鑽による看護の質の向上を図るとともに、看護職が安心して働き続けられる環境づくりを推進し、併せて地域の人々のニーズに応える看護領域の展開を図ることにより、岐阜県民の健康な生活の実現に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、岐阜県看護協会では、毎年、重点方針・重点事業を定め、事業計画を作成し、事業に取り組んでいる。

岐阜県では昨年度末に第8期岐阜県保健医療計画（令和6年度～令和11年度）が策定され、その取り組みが開始されたところである。

現在、国においては、新たな地域医療構想に関する検討会が開催され、2040年を見据え、医療・介護の複数ニーズを抱える85歳以上人口の増大等に対応できるよう、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、地域の医療提供体制全体の地域医療構想として検討が進められている。

また、日本看護協会では、2040年を見据えて新たな「看護の将来ビジョン」の検討が進められている。

少子高齢化が加速的に進み、社会情勢が変化する中で、岐阜県看護協会も看護を取り巻く社会の変化に対応し、かつ、中長期を見据えた取り組みが必要である。

2040年には団塊のジュニアが高齢者となり、高齢者人口もピークを迎えて高齢者比率は35%、少子化により労働者人口は急減すると言われている。

そこで、岐阜県看護協会では岐阜県看護協会のあり方検討会を設置し、中長期の2040年をターゲットに岐阜県看護協会が社会の変化に対応してどのような活動を行うべきか、目指すべき姿、活動の方向性について、看護に関わる各分野の有識者の方々にご意見をいただきながら、取りまとめていくこととした。

岐阜県の看護職を取り巻く状況

1 2040年を展望した岐阜県及び看護職の姿

(1) 人口減少と高齢社会の進行

岐阜県の人口構成は、15歳未満と15歳～64歳の年齢区分人口が減少を続ける一方、65歳以上の高齢者は年々増加しており、2020年には約31%が65歳以上の高齢者であった¹⁾。

出生数は減少傾向が続く一方、死亡数は増加している。平成18年に死亡数が出生数を上回り、それ以降その差は拡大している²⁾。

将来推計人口は、2045（令和27）年には約156万人となり、2020年の約198万人から40万人以上の減少が見込まれている³⁾。

65歳以上の高齢者人口は横ばいが続き、75歳以上人口については2030年以降に減少に転ずると見込まれている⁴⁾。一方、85歳以上の人口については、2040年まで増加し、高齢者人口に占める割合が上昇し、医療・看護や介護へのさらなる需要の増大が予測される⁵⁾。

人口構造の変化により、高齢者人口に対する現役世代人口（生産年齢人口）の比率は減少し続け、2020年には高齢者1人を現役世代1.88人で支えていたが、2040年には1.37人で支えるまでに減少することが見込まれる⁶⁾。

平均寿命は男女ともに延伸しており、2020年には男性は81.90歳、女性は87.51歳であり、健康寿命との差は男性が8.82歳、女性は11.33歳となっている⁷⁾。

1世帯当たりの人員数は年々減少しており、2020年には2.49人/世帯となっている⁸⁾。高齢者単独及び高齢夫婦のみの世帯数は増加が続いており、2040年には一般世帯数に占める割合が3割を超える見込みである⁹⁾。

生産年齢人口の減少は看護の担い手の減少にもつながり、看護職の確保はさらに困難となると思われる。ICT・AIの活用により看護人材不足に対応するとともに、業務の効率化やタスク・シフト/シェアにより職場環境の改善等を進める必要がある。また、離職した看護職の把握と速やかな支援、ブランクのある潜在看護職が再就業に踏み出すための多様なニーズの把握と支援策の検討や、きめ細かなマッチングを考える必要がある。

医療の高度化によって平均寿命が伸び、65歳以上の高齢者人口は2040年までは横ばいが続くこと、高齢者単独や高齢夫婦の世帯数が増えることは、看護・介護の需要が進み看護職のマンパワー不足につながるため、少しずつでも高齢者の健康寿命を延伸し平均寿命との差を縮小することが必要である。そのためには、疾病予防のための生活や、病気や障害を抱えながらも健康に過ごすための生活の仕方などを学ぶための支援をすること、また実践し、それらを続けるための仕組みづくりが必要である。

(2) 看護職の働く場・対象・役割の多様化

人口減少と高齢社会の進行、人々の価値観の変化等により、健康上のニーズは増大、多様化し、看護職の役割発揮に対する社会からの期待は高まっている。

一方、岐阜県の就業看護職員の総数は、2020年にかけて増加傾向にあったが、2022年の調査では減少している¹⁰⁾。

また、常勤看護職員の離職率は全国値と比較して低いが、新人看護職員の離職率は全国値と比較して高く、主な離職理由は他の職場に対する興味、結婚、心身の不調、出産・育児・子どもの為となっている¹¹⁾。

医療の現場でもワークライフバランスへの取り組みはされてきたが、女性が育児の中心的役割を担うことは変わらず負担が大きいと思われる。社会の変化、人々の価値観の変化は、看護職にも同様に生じており、自分と家族の生活を大切にすることが優先されることから、医療現場で夜勤をしながら働き続けることは敬遠される傾向にある。

看護職一人ひとりのライフスタイルを大切にするとともに、自己の適性にあった就業先を選択できるような支援を考えていく必要がある。また、新卒看護師が看護にやりがいを見つけられる時期まで、新人看護師のニーズに対するきめ細やかな支援が必要である。

厚生労働省は、地域で求められる医療機能の変化に合わせて、「病院完結型」から、地域全体で治し、支える、「地域完結型」の体制構築を進めている。

看護職の働く場においても、病院だけでなく訪問看護ステーションや介護福祉施設等に拡大し、役割も多様化し、柔軟な働き方が求められている。衛生行政報告例（岐阜県）の令和4年看護師の就業場所別就業者数では、病院と診療所は増加傾向にある¹²⁾。訪問看護事業所、社会福祉施設の就業者数は増加傾向にあるものの、就業割合は1.2%、4.2%と低い状況である¹³⁾。令和5年度岐阜県内の看護職確保定着調査では、訪問看護ステーションの離職率が18.9%であった。離職理由は、「身体・精神的理由」、「自分の適性能力への不安」が多く、自立した看護実践能力を求められることや、体力が必要なこと、待機勤務等があげられる。

今後不足する看護人材の確保のためには、入職者のニーズに合わせた手厚い支援とともに、処遇改善、ワークライフバランスへの取り組み、定年延長やプラチナナースの就職先とのきめ細かなマッチング等が必要である。

(3) 先進医療・看護・介護分野における ICT 化

岐阜県の総面積は10,621km²で、全国7位の面積を誇る。しかし、その大半を森林が占めており、可住地面積率は20.8%と低くなっている¹⁴⁾。また、岐阜県は内陸県であり、北東部県境には日本アルプス、西部県境には両白山地や伊吹山地等が連なっている¹⁵⁾。

令和2年度岐阜県圏域別人口では、岐阜圏域が793,551人、飛騨圏域が138,896人、

西濃・中濃・東濃圏域では30万人台となっており地域差が大きい¹⁶⁾。

今後の岐阜県の将来推計人口や生産年齢人口の減少は、看護の担い手の減少にもつながり、看護職の確保はさらに困難となると思われる。また、高齢者数の増加により認知症や独居高齢者も増え、疾患や障害を持ちながら長期にわたって医療・介護への需要が増すことが考えられる。

2040年には、デジタル技術や、そのデータの活用によるDXの加速的な進展が見込まれており、岐阜県の地勢に特徴のある中、人材不足が進む看護現場や都市部においても、デジタル化による業務の効率化や、業務負担の軽減等を図るため、デジタル技術の活用は必要不可欠である。

(4) 災害発生時及び新興感染症拡大時における対応

近年、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨発生等、大きな災害が多発している。令和6年には能登半島地震により甚大な被害が発生し、当県においても災害支援ナースの派遣調整をしたところである。今後、南海トラフ地震の発生も予測され、広範囲に甚大な被害をもたらす岐阜県への影響も大きいと考えられる。

さらに、岐阜県には100を超える活断層が密集しており、県内のどの地域においても震度6強以上の内陸直下型地震が発生する可能性があるとされている（岐阜県防災啓発用パンフレット「迫る地震に備えましょう」より）。

広域、或いは甚大な災害発生時には相互に広域な支援が求められ、県内外への速やかな看護職の派遣に対応することに加え、被災県（施設）として支援を受け入れる（受援）体制の整備も必要となる。

また、新型コロナウイルス感染症では、医療・介護・行政が一体となり対策を進めたが、今後新興感染症拡大や自然災害発生に備えるため、地域の自治体や医療機関・住民などと協働し、防災意識を高めることが必要である。

令和6年度より医療法・感染症法等の改正により、災害支援ナースの派遣調整の体制が変わるため、県と協働して進めていくこととなる。

2 2040年の岐阜県の看護職を取り巻く課題

上記1の(1)～(4)により、2040年の看護職を取り巻く課題を整理すると以下の点と考えられる。

- ア 生産年齢人口の減少に伴う看護人材の不足
- イ 看護・介護需要の増加（健康寿命延伸への取り組み）
- ウ 看護職の働く場、対象、役割の多様化への対応
- エ デジタル技術の発展に伴う業務の効率化、業務負担の軽減等を図るためのデジタル技術の活用
- オ 広域、甚大な災害発生時における県内外への看護職の支援、受援体制の整備

3 岐阜県看護協会に求められるもの

(1) 看護職の確保・定着促進

多くの人が進路選択を迎える18歳人口も継続的な減少が見込まれる。特に2030年～2040年では10年間に全国で20万人の減少が予測される(2016年120万人→2030年100万人→2040年80万人)。2016年の18歳人口を看護師等養成機関の1学年定員で割ると看護師を選択する人は18人に1人相当であるが、看護師の養成数がこのまま継続した場合、2040年には18歳人口の12人に1人が看護師を選択する必要があるとされている¹⁷⁾。

少子化が進行するなかで、看護職を目指す人だけが現状維持又はそれ以上に確保できるとは考えにくい。そのため、看護の魅力を伝え一人でも多くの人に看護職を目指してもらえるような働きかけが必要である。特に、看護職不足の東濃・飛騨地域に対する取り組みが必要と考える。県内で学ぶ看護学生の県外流出を防ぎ、県内での就職率の向上も課題である。また、潜在看護師の再就業支援やプラチナナースが活躍できるように労働環境を整備することが求められる。

さらに、人的資源の制約を受ける中で、他職種との協働や医療・看護DXの推進をしながら、施設単位での看護職員の確保・育成という考え方を脱却し、地域全体での看護職の育成・確保・共有する考え方への転換が必要とされている。その具体的検討が求められる。

(2) 住み慣れた地域で健康に生きていく健康づくりの支援

健康寿命の延伸を目指すため、だれもが安心して暮らせる環境の整備が必要になってくる。自分の生活圏内に、医療機関や買い物をする店があること、生活様式によらず病気やけがをしたときに生活を支えてくれるような地域とのつながりがあることが、安心して暮らせる環境と言える。

また、健康な人が自分の健康づくりを継続できる0次予防の段階から、生活習慣改善や運動などの1次予防、病気の早期発見と早期治療の2次予防、病気の悪化予防、通院治療やリハビリの働きかけ等の3次予防と、年齢や健康のレベルに応じた支援や本人の努力が必要となる。

今後看護職は、医療機関・施設などにおける治療・看護の分野で働くだけでなく、健康に生きていくためのシステムづくりや、健康づくりの考え方の啓発にもかかわっていく必要がある。

(3) 看護実践能力の強化と専門性の高い看護師の育成

社会の変化に伴うニーズの多様化・複雑化が1つのキーワードとなる。ニーズには、人口構造の変化、新興感染症や災害の発生だけでなく、社会的包摂・ダイバーシティ等、社会そのものの在り方の変化が重要となる。また、人々の個別ニーズでは、健康に対す

る考え方や価値観等も多様化している。

これからの時代には、社会全体の変化をふまえ、また、対象者個々人の個別ニーズを把握し、それに応じた看護を創造し、提供する力がますます必要とされ、より質の高い看護実践能力が求められる。

人々が疾病や障害を抱えながらも、住み慣れた場所で生活を続けるためには、専門看護師、認定看護師、認定看護管理者という専門性の高い看護師の育成を進めるとともに、地域で活躍できる体制づくりが必要である。また、現場で看護実践している者、休職・離職中の看護職についても自らのキャリアデザインに合わせて生涯学習を選択できるような支援が必要である。

(4) 感染・災害・減災対策の強化

地域において、平時からいかなる災害にも対応できる防災・減災体制の構築が重要である。県民の防災・減災・感染対策意識を高める取り組みとして、災害支援ナースを中心に多くの看護職がイベント等で、周知・啓発を行う必要がある。

今後は災害時に要支援者を一人でも取り残すことなく支援していくためには、地域に溶け込んだ活動が平時から必要となってくる。

(5) 多職種連携の推進・体制づくり

2040年に向け、患者像・家族像・県民を取り巻く地域や社会が大きく変化していくことが考えられることから、地域の多職種や行政、多機関と連携・協働していく必要がある。看護職は、医療の専門職であるとともに、介護・福祉の領域でも従事しており、これらの領域との連携のキーパーソンとして期待される。

また、入院から外来、在宅まで、切れ目なく看護ケアを継続していくためには、専門性の高い看護師による地域の他施設や他職種への支援が期待され、ケアの質向上や地域での療養生活での継続につなげていくことが必要である。

(6) 看護協会の組織力の強化

看護協会の会員数が伸び悩み、全国的にも会員数が減少傾向にある。少子高齢化が進行する中、岐阜県看護協会が事業を的確に推進していくためには、会員の確保とともに組織の充実・強化を図っていくことが必要である。

日本看護協会と連携して、協会の取り組みやその成果を会員及び会員の施設に確実にフィードバックし、協会の果たす役割や会員になることの意義を理解いただけるようにすることが大切である。

4 岐阜県看護協会の活動の方向性

これまで記述してきた「1 2040年を展望した岐阜県及び看護職の姿」、「2 2040年の岐阜県の看護職を取り巻く課題」、「3 岐阜県看護協会に求められもの」を踏まえて、2040年を見据えた岐阜県看護協会の活動の方向性について、次のとおり、箇条書きでとりまとめた。

(1) 看護職の確保・定着促進

- 看護の魅力を伝え、看護職を目指す若者への周知と就業促進
- 看護学以外の領域での大学既卒者や看護師等以外の職業で就業経験を積んだ者等、様々な背景を持つ者に対して広く看護の専門性と役割の重要性を情報発信
- 大学や看護師養成学校、医療機関と連携した県内学生等へ県内就業に向けたPR活動
- プラチナナースの活動支援と活用方法の提案
- ナースセンターの活動強化・推進（ナースセンターによるプラチナナースと中小病院等とのマッチング）
- 看護師が働きやすい環境を創出するための取り組みの推進（看護師の業務負担の軽減につながる取り組みの先進事例の紹介、夜勤体制の見直し）
- 看護業務の効率化と負担の軽減に向けた看護DXの推進
- 子育て世代を含めた全世代のキャリア形成への支援
- 看護職の多様な働き方の提案
- 看護補助者の確保と活用促進
- 訪問看護総合支援センターの機能強化
- 潜在看護師の再就業支援
- 地域全体での看護職の活用方法（育成・確保・共有）の検討

(2) 住み慣れた地域で健康に生きていく健康づくりの支援

- まちの保健室等を活用した地域の住民の健康増進支援（健康寿命の延伸）
- 摂食・嚥下障害看護、認知症看護などの認定看護師等を認知症カフェや、市町村イベントなどに派遣し、県民の健康づくりや、疾病予防へ支援
- 市町村保健師、産業保健師との連携による地域住民へ健康増進支援、予防領域における支援
- 地域の健康な暮らしへの提言

(3) 看護実践能力の強化と専門性の高い看護師の育成

- 訪問看護総合支援センターによる小規模訪問看護事業所の指導者の育成（バックアップ体制の強化）

- 看護職としての倫理観の醸成
- 専門性の高い看護師の育成（専門看護師、認定看護師、特定行為研修修了看護師）
- 生涯学習支援体制づくりの支援

（４）感染・災害・減災対策の強化

- 災害支援ナースの養成推進
- 看護管理者等の災害対応力の強化
- 災害支援ナースによる地域住民への防災・減災・感染対策意識の普及啓発
- 平時から災害時のための連携がとれるように行政や関係機関とのネットワークづくり（看護協会が看護師についてはハブ機能を果たす）
- 看護協会の BCP（業務継続計画）の作成、大規模災害時の受援体制の構築

（５）多職種連携の推進・体制づくり

- 多職種連携に向けた情報発信
- 多職種連携の推進
- 再就業支援研修における大学、医療機関、協会と連携
- タスク・シフト／シェアの推進
- 専門性の高い看護師による地域の他施設・他職種支援

（６）看護協会の組織力の強化

- 会員確保・拡大に向けてホームページの充実、若年層への浸透を図るために SNS（インスタグラム等）の活用による情報発信など広報活動の強化、会員であることにメリットを感じられる福利厚生事業の充実
- 看護の日のイベントや広報活動を通じて県民への認知度の向上
- 支部活動の充実・強化に向けた体制の検討
- 協会事務職員の専門知識のさらなる取得、企画立案能力の強化、行政機関への政策提言力の強化

おわりに

2040年を見据えて岐阜県及び看護職の姿を概括し、岐阜県看護協会に求められるもの、岐阜県看護協会の活動の方向性について検討してきた。

その結果、2040年に向けて岐阜県看護協会の活動の方向性として、①看護職の確保・定着の促進、②住み慣れた地域で健康に生きていく健康づくりの支援、③看護実践能力の強化と専門性の高い看護師の育成、④感染・災害・減災対策の強化、⑤多職種連携の推進・体制づくり、⑥看護協会の組織力の強化の6項目について取りまとめた。

これらの項目のうち具体的な活動については、既に取り組みを開始しているもの、今後早急に取り組みを行う必要があるもの、具体的施策についてよく検討して取り組む必要があるものが見受けられる。

今後、直近では、令和7年度の重点方針・重点事業及び事業計画に反映すべきものは反映していきたい。

今回とりまとめた「岐阜県看護協会のあり方」については、今後、岐阜県看護協会理事会や各種委員会、支部長会等を通じて具体的な施策や活動に反映させていく必要がある。

また、会員には支部集会、総会を通じて説明するとともに、併せて県民に対してもホームページ等を通じて、広く岐阜県看護協会のあり方について、周知していきたい。

なお、2040年を見据えて、現在、国においては新たな地域医療構想に関する検討が進められており、また日本看護協会では、新たな「看護の将来ビジョン」の策定作業が進められている。また、社会情勢が今後さらに大きく変化することも想定されるため、今後会員や関係者等の意見も聞きながら、「岐阜県看護協会のあり方」については必要により見直しを行っていくこととする。

参考資料

引用文献（資料）等

- 1) 第8期岐阜県保健医療計画（令和6年度～令和11年度）；P9
- 2) 前掲1) P10
- 3) 前掲1) P11
- 4) 前掲1) P11
- 5) 日本の地域別将来推計人口（令和5年度推計）（国立社会保障・人口問題研究所）
の岐阜県の将来推計人口から
- 6) 前掲5)
- 7) 前掲1) P13
- 8) 前掲1) P12
- 9) 前掲1) P12
- 10) 前掲1) P388
- 11) 前掲1) P390
- 12) 前掲1) P389
- 13) 前掲1) P389
- 14) 前掲1) P7
- 15) 前掲1) P7
- 16) 前掲1) P9
- 17) 2040年都道府県看護協会看護労働担当者会議 資料2「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」の改定：P7（18歳人口（男女別）の将来推計）

岐阜県看護協会のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 公益社団法人岐阜県看護協会（以下「本会」という。）の令和6年度の重点方針・重点事業として、看護に関わる社会の変化を踏まえ、2040年に向けて本会の取り組むべき課題や今後の活動のあり方を検討するため、岐阜県看護協会のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 2040年の岐阜県及び看護職の姿と求められる看護
- (2) 本会の取り組みと今後の課題
- (3) 2040年を見据えた本会の活動のあり方（方向性）

(構成)

第3条 検討会は、会長が委嘱する別表に掲げる委員で構成する。

- 2 検討会の座長は、岐阜県看護協会会長（以下「会長」という。）の職にある者をもってあてる。
- 3 座長は検討会の議長を務める。

(会議)

第4条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、本会会長が招集する。

- 2 会議は、委員の1/2以上の出席を原則とする。
- 3 座長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱した日から令和7年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(謝金及び旅費)

第6条 委員が検討会に出席したときは、本会の規定により謝金及び旅費を支給する。

(プロジェクトチーム)

第7条 検討会における検討の原案の作成等を行うため、本会事務局にプロジェクトチームを設置する。

- 2 プロジェクトチームについては、別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

別 表（第3条関係）

区 分	所 属	委員（役職・氏名）
医療分野	一般社団法人岐阜県医師会	会長 伊在井 みどり
行政分野（医療福祉）	県医療福祉連携推進課	課長 深見 太二
看護教育分野	岐阜大学医学部看護学科	学科長 井關 敦子
臨床看護分野	岐阜県総合医療センター	看護部長 田口 路代
訪問看護分野	ふれあい訪問看護ステーション	管理者 岸 由香
保健師分野	岐阜県市町村保健活動推進協議会 保健師部会	部会長 國井 真美子
助産師分野	一般社団法人岐阜県助産師会	会長 加藤 直子
介護分野	岐阜市介護支援専門員連絡協議会	会長 安達 智紀
看護分野	公益社団法人岐阜県看護協会	会長 青木 京子

※敬称略

岐阜県看護協会のあり方検討会の検討経過

日 時		検討内容	その他
R6. 5. 24	第 1 回	岐阜県看護協会の活動内容 岐阜県及び看護職を取り巻く状況 今後のスケジュール	
R6. 7. 16	第 2 回	第 1 回検討会の主な意見 岐阜県及び看護職の取り巻く状況 ・ 2040 年を展望した岐阜県の姿 ・ 岐阜県看護協会の求められるもの ・ 活動の方向性	
R6. 8. 30	第 3 回	第 2 回検討会の主な意見 岐阜県看護協会のあり方について（案） 今後の進め方	
R6. 9. 17			協会理事会で説明し意見聴取
R6. 10. 21 ～11. 8	第 4 回	岐阜県看護協会のあり方について（最終案）について意見聴取（書面開催）	
R6. 10. 24			理事会で報告
R6. 11		第 4 回検討会でいただいた意見をふまえて、最終案を修正し、報告書としてとりまとめる	
R6. 12. 12			R7 年度重点方針・重点事業に反映し、理事会で説明予定
R7. 3. 21			R7 年度事業計画に反映し、理事会で説明予定

岐阜県看護協会のあり方検討会での主な意見

項目（課題）	主な意見
●看護師の確保・定着	
プラチナナースの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の入職者だけでなく、プラチナナースをどのような形（勤務形態・職位）で活用するかが大事である。 ・中小病院にプラチナナースを紹介していただければよいようにナースセンターにお願いしたい。 ・プラチナナースには、その人にできる仕事をしてもらうのがよい。 ・業務の中でプラチナナースに適する業務を分けていただき、プラチナナースの受入を希望する中小病院に対して、どのように活用することが良いか、助言してほしい。 ・介護施設でも看護師の配置が必須となってきたところが多いが、今まで病院で働いてきたプラチナナースは、施設に入ると戸惑う。プラチナナースにも施設側がどんな点を求めているかを助言できるワンステップがあるとよい。 ・年齢構成のひずみへの対応策として、プラチナナースの活用を。
訪問看護事業所への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新しくできた小さな訪問看護事業所は、学びの場としては不十分。訪問看護事業所の看護師は1人で動かないといけない。バックアップ体制が必要。 ・大きな訪問看護事業所でない限り、専門、認定、特定行為研修を受講させることは難しい。仮にそれらの資格を取得しても活用したり、その能力に見合った報酬を出せるか疑問。訪問看護師全体がそれに準ずるレベルの技術や知見があったほうがよい。そのような研修を少しずつでも全員が受けられる体制があったほうがよい。
新規の離職率が高い	<ul style="list-style-type: none"> ・最近は一から丁寧に指導しないとなかなか育たない。学生の時に新型コロナで臨床実習が十分できず入職してきている。社会情勢に応じてどう育てていくか、考えなければならない。
医療・看護DX化	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事をしやすく、省力化するためにはDXによる情報共有は必要。
大学や看護師養成所の定員割れ	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳人口が今後ますます減少する中、大学の定数の見直しも求められている。一方、高齢化社会で今後、医療・介護において看護師の需要が増す中で、どのように人材を確保していくのか。
看護業務の効率化、業務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・今現場で働いている看護師のため、看護補助者をしっかり確保し、専門性の高い業務に集中できるような環境を整えたり、デジタル技術の活用により業務の効率化と負担軽減を図ることが重要である。

小学生への看護の仕事のPR	・夢のある子どもたちに看護の仕事、人を助ける仕事の良さ、楽しい体験を踏まえたPRをすることが効果的でないか。
ナースセンター機能の強化	・ナースセンターからの紹介者よりも民間の派遣会社からの紹介者の方が多いが、ナースセンターからの紹介者の方が勤務態度や勤務年数もよく、信頼できる。もっとナースセンターからの紹介者が増えるとありがたい。
看護補助者の確保	・看護師のタスク・シフト/シェアに協力できる看護補助者の確保が十分でない。ぜひ、検討してほしい。
潜在看護師の活用と再就業支援	・これからもっと新しい人を確保するのを目指すのではなく、潜在看護師をどう活用するかが今やらなければいけないこと。魅力を発信しただけでは、人は来ない。どんな理由で働けないかという点をよく分析しながら、潜在看護師の確保・支援に取り組んでほしい。
その他	・なぜ看護の仕事を選んだのか、この仕事を今続けているのか、何があればこの仕事が続けられるのかというプラスのデータがもっと出てくると、計画（支援策）が立てやすくなるのではないか。 ・看護協会の活動もWebでできるものはどんどんやって、研修も受けやすいようにしてほしい。
●健康づくりへの支援	
市町村介護予防事業における連携	・市町村が行っている介護予防事業や、認知症施策の中で専門性を有する看護師に関わっていただくという方向性はある。
看護職の中で相互の仕事の理解・活用	・看護職間（保健師、看護師）でも互いにその専門性について十分理解されていない点がある。
●組織力の強化	
会員数の維持・拡大	・看護協会への加入については、看護協会の役割をわかっていただいて、入ろうかと思う人を増やさないといけない。 ・看護協会の会員になりたがらない。研修受講に関するメリット以外のメリットがあると勧めやすい。
支部活動の充実・強化	・現行の支部長を施設の代表者（看護部長）が担うのはかなりの負担である。支部活動の充実・強化をあげるのであれば、支部の役員会にWeb参加するなど、もう少し看護協会の方に関与してほしい。

その他、各種会議での主な意見

項目（課題）	主な意見
●看護師の確保・定着	
子育て世代への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・育児をしている子育て世代の人がいかに働き続けられるかが直近の課題である。現場では、部分休業、育児短時間勤務を使いながらも子育てとの両立が難しく、退職を希望してくる。 ・子育てしながらで自分のキャリアを積み重ねて、子育てが終わり、40歳くらいになり、いろんな役割を担っていくときに不安がなく、キャリアが積めていけるような働きかけができると定着につながると思う。
タスク・シフト/シェア	<ul style="list-style-type: none"> ・タスク・シフト/シェアをやっていくことで、働きやすい環境となり、定着や確保につながる。
地域ぐるみでの人材活用	<ul style="list-style-type: none"> ・飛騨地域は住民の高齢化が進み、看護師も高齢化が進んで、人がいないから病院で患者を受入れできないこともある。在宅、施設、病院において地域ぐるみで人材活用できないか。 ・病院のスタッフも地域に出るとすごく勉強になる。派遣事業のようなものがあって、人材の補充ができたり、勉強が出来たり、地域内の人事交流ができるとよい。
プラチナナースの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の進歩や看護の内容、価値観の変化などでプラチナナースを子育て世代のところに充てるのは難しい。プラチナナースにはやれることをやっていただきたい。 ・プラチナナースは重要な方たちなので、常に対話をして定年退職前にどんなことが得意か、どんなことを活かしていきたいかを聞いて支援している。
医療DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・2040年に向けて医療のDXはかなり進む。自分たちの頭を切り替えないと、今の仕事をそのままやり続けることはできない。その方向性の切り替えを協会で引っ張ってほしい。 ・DX化にはお金がかかる。組織単位、施設単位に任せられても、看護の現場が声をあげても難しい。予算を付けてもらえるように協会からお願いできないか。



公益社団法人 **岐阜県看護協会**
GIFU NURSING ASSOCIATION

〒500-8384

岐阜市藪田南5丁目14番53号

岐阜県県民ふれあい会館1棟5階

TEL (058) 277-1008

FAX (058) 275-5300

URL <https://gifu-kango.or.jp>

E-mail gifukango@gifu-kango.or.jp